

脳振盪報告書（兼脳損傷等報告書）改訂について

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
安全対策委員会



(公財)日本ラグビーフットボール協会

『脳振盪報告書(兼脳損傷等報告書)』への改訂

- ・頭部外傷については、脳に目に見えた傷がない（つまり画像診断に基づかない）脳振盪とCTやMRIを元に医師が診断する器質的脳外傷の二つに分けられる。JRFU独自に脳損傷を以下のように定義。
「CT/MRI等の画像によって診断できる、外傷による骨や脳の外傷とし、脳挫傷、急性硬膜外血腫、外傷性くも膜下出血、眼窩骨折を含む頭蓋骨骨折等を指す」
- ・報告書式は、従来の『脳振盪・脳振盪の疑い報告書』を発展させ、『脳振盪報告書兼脳損傷等報告書』に改訂。
- ・脳振盪だけではなく、重症傷害に相当しない頭部外傷も報告できることが目的。

脳損傷からの競技復帰に関するガイド改訂

- ・以下、2点のガイド追加・プロセス変更の通達を発行。
- 脳損傷を、**CT/MRI等の画像**によって**診断される骨や脳の外傷**（急性硬膜外血腫、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、眼窩骨折を含む頭蓋骨骨折等であり、単なる頭皮の傷は除く）とする。
- 復帰までの期間は原則、急性硬膜下血腫と同様に受傷後6ヶ月以降だが、ある種の脳損傷については主治医の判断に基づき、受傷後**3ヶ月以降**6ヶ月以前の復帰も可能とする。

主な変更点について①

脳振盪報告書（兼脳損傷等報告書）〔□脳振盪 □脳振盪の疑い □脳損傷 □急性硬膜下血腫〕

該当する頭部外傷に✓を入れて下さい。重複しても構いません。

この報告書の脳損傷とは CT/MRI 等の画像によって診断される骨や脳の外傷とします。例として、急性硬膜外血腫、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、眼窩骨折を含む頭蓋骨骨折等であり、単なる頭皮の傷は含まれません。以下に医師から知らされた診断名を記入して下さい。

脳損傷等の診断名（

報告日 西暦 年 月 日

報告者氏名

□チーム責任者 □チーム S A □チームドクター
連絡を取りやすい連絡先（電話やメール）

脳損傷の定義について説明文を追加

受傷者（選択肢があるものには✓をつける）

フリガナ 氏名	生年月日 西暦 年 月 日 年齢 歳
	□男 □女
チーム名	□15人制 □7人制 □その他（ ） ポジション（ ）
カテゴリー	□スクール □中学 □高校 □高専 □大学 在籍する学校の学年 年生 □社会人(含む LEAGUE ONE) □クラブ □その他（ ）
所属都道府県協会	協会

主な変更点について②

見舞金請求書の提出、および重症傷害報告書の提出に関する案内文の追加

大切な事柄

この報告書は見舞金制度の傷害報告書とは異なります。見舞金に関する場合は別途見舞金請求書を提出して下さい。下記に示す重症傷害に該当する場合は、この書類及び見舞金請求書とは別に重症傷害報告書を提出して下さい。この報告書は個人非特定のもと日本ラグビーフットボール協会の安全対策のための資料として使用されます。脳損傷や急性硬膜下血腫では、臨床経過の報告や CT/MRI 画像の提出を依頼することがあります。この報告書の提出はラグビー競技への復帰を閉ざすのものではありません。提出へのご協力をお願い致します。

重症傷害報告書を提出する必要がある外傷

- 1 頭蓋骨骨折の有無に関係なく 24 時間以上の意識喪失を伴う障害 2 四肢の麻痺を伴う脊髄損傷 3 死亡
- 4 開頭および脊椎の手術を要したもの 5 胸・腹部臓器で手術を要したもの 6 1～5 のほか診断書で重症と思われるもの
(6については、緊急手術を要する傷害、長期入院を要する傷害等、重傷と思われる傷害をさす)

2023 年 11 月 4 日作成